

クラウドファンディング活用指針
(第2版)

令和6年10月

総務部

改定序文

令和6年10月15日からふるさと納税の受付方法が三重県ホームページから民間のポータルサイトへ移行することに伴い、クラウドファンディングの運営方法及び実施手順等を変更する。

| | 発行日 | 改定内容 |
|-----|------------|---|
| 第1版 | 平成29年9月13日 | 初版発行 |
| 第2版 | 令和6年10月10日 | 4ページ：最新の行財政改革取組に更新 6ページ：「(2) 運営方法」を変更 7ページ：「②寄附者へのフォローアップ」を変更 8・9ページ：実施手順を変更 10ページ：「(3) ふるさと納税にかかる返礼品」を変更 |

目次

| | |
|-------------------|----|
| 1. はじめに | 4 |
| 2. クラウドファンディングの概要 | 5 |
| 3. クラウドファンディングの種別 | 5 |
| 4. 基本的な考え方 | 6 |
| 5. 実施手順 | 8 |
| 6. 留意事項 | 10 |

1. はじめに

「みえ元気プラン」と一体になった三重県行財政改革取組において、機動的な財政運営が確立できるよう、多様な財源確保の取組を継続することとしています。このうち、クラウドファンディングについて、他の自治体の先事例も参考にしながら積極的に活用していくこととしています。

本指針は、今後各部局において、クラウドファンディングを活用して事業を実施する際の参考とするため、クラウドファンディングに関する基本的な考え方や実施手順等を取りまとめたものです。

【「みえ元気プラン」と一体になった三重県行財政改革取組】より抜粋

持続可能な行財政基盤の確立 ～持続可能な行財政運営～

限られた人員や予算等で、喫緊の課題に的確に対応しつつ持続可能な行財政運営が確保できるよう、組織体制の整備と、県財政の基盤強化に向けた取組を進めます。

(6) 県財政の基盤強化

機動的な財政運営が確立できるよう、経常的な支出の抑制を図るとともに、歳入面においては県税収入の確保に加えて多様な財源確保の取組を継続します。

【三重県行財政改革取組の令和6年度計画】より抜粋

(2) 県財政の基盤強化

【令和6年度計画】

高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加や老朽化が進んでいる公共施設の長寿命化・建替等に的確に対応しつつ、県財政の基盤強化を図るため、新規発行の県債に係る公債費負担の平準化など、経常的な支出の抑制を進めるとともに、市町及び三重地方税管理回収機構と連携した滞納整理の推進等による県税収入の確保や未利用等財産の利活用の促進、ネーミングライツ、グリーンボンド、クラウドファンディングの積極的な活用等による多様な歳入確保策の推進など、歳入歳出両面における取組を進めます。

<多様な歳入確保策の推進>

・ネーミングライツ、グリーンボンド、クラウドファンディングの積極的な活用、国の支出等の積極的な活用（通年）

2. クラウドファンディングの概要

クラウドファンディングとは、特定のプロジェクトを実施するために、主としてインターネットを通じて不特定多数の人から資金調達する仕組みです。資金を調達するためには、プロジェクトについて多くの人から共感・賛同を得ることが必要です。近年、自治体がインターネット上で寄附を募り、特定事業の資金を集めるクラウドファンディングを活用する事例が増えてきています。

クラウドファンディングの活用を通じて、三重県が取り組むプロジェクトを県内外の多くの方に知ってもらい、応援してもらうことで、三重県の魅力を発信することができます。また、事業成果を広くPRすることにより、三重県へ寄附をしていただく人の輪が広がるといった効果も期待できます。

※自治体への個人からの寄附については、クラウドファンディングもふるさと納税制度が適用されます。

3. クラウドファンディングの種別

(1) 運営方法別

直営型：自治体が運営するホームページ内に専用のページを立ち上げ、直接寄附金を募集します。

委託型：クラウドファンディング事業者に委託し、事業者のホームページで間接的に寄附金を募集します。

(2) 調達方法別

All In 方式：寄附金額が目標額に達しない場合でも事業を実施します。

All or Nothing 方式：寄附金額が目標額に達成した場合のみ、事業を実施することができます。

4. 基本的な考え方

(1) 対象事業の要件

- ・クラウドファンディングは、特定のプロジェクトに対しての寄附募集であることから、対象事業は事務事業（細事業）以下の事業単位とします。
※天候による中止など県では調整できない事由により事業が実施できなくなった場合、寄附金を返還する必要が生じる可能性があることに留意してください。（参考：6.留意事項(1)）

(2) 運営方法

- ・三重県のホームページ上での寄附募集（直営型）とクラウドファンディング事業者への委託による寄附募集（委託型）のどちらも可能とします。
- ・【直営型の場合】令和7年4月以降は、三重県のふるさと納税がホームページでの募集（クレジットカード収納、コンビニエンスストア収納、Pay-easy 収納）を取り止め、ポータルサイトでの募集に一元化することから、各部局が各収納関係会社（指定公金取扱事業者及び指定納付受託者）と契約をしたうえで、各部局のホームページにて募集します。
- ・【委託型の場合】令和7年4月以降は、三重県が活用するふるさと納税ポータルサイトの運営事業者が運営するクラウドファンディングサイトを活用します。
※委託型では、寄附額の10～20%の委託料がかかりますが、全国に広くPRすることにより、多くの人からの共感を得られ、歳入確保がより多く見込まれます。

(3) 調達方法

- ・直営型の場合は、目標額に達するかどうかにかかわらず寄附の申込みがあれば受入事務を行うことになるため、All In 方式で実施します。
- ・委託型の場合は、All In 方式、All or Nothing 方式どちらでも可能とします。

(4) 募集活動の強化

①わかりやすい募集ページの作成

- ・寄附金がどのように活かされるのか、寄附者にわかりやすい募集ページを作成し、十分に周知を行ってください。
- ・募集ページには、「負担付寄附ではない」旨を記載してください。
（参考：6.留意事項(1)）
- ・事業実施中は進捗状況、事業実施後は実績報告を掲載してください。

②寄附者へのフォローアップ

- ・寄附者には、お礼状を送付するとともに実績報告を行ってください。
- ・令和7年4月以降に委託型を選択する場合には、事業に関連した返礼品に加えて、三重県のふるさと納税の返礼品を利用することができます。ただし、寄附額に対する返礼品の調達割合は、総務大臣通知（平成29年4月1日付け総税市第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」）に基づき、寄附金額の30%以内となります。
- ・返礼品及びそれに伴う経費（収納関係会社との契約を含む）は、寄附金額の50%以内とします。なお、募集費用が寄附金受領額の5割を超過したことが判明した場合は、指定取消しの対象となることにご留意ください。

(5) 予算上の取扱い

①予算要求

- ・事業費の他、クラウドファンディングに係る経費（PR活動、クラウドファンディング事業者への委託料、返礼品、送付費用等）も含めて歳出予算として要求してください。寄附金は、一旦ふるさと応援寄附金基金に積み立てるため、歳入科目は基金繰入金とし、予定する寄附金額を計上してください。
- ・事業費の全額（All In方式の場合は、事業費の全額又は一部）とクラウドファンディングに係る経費は寄附金を財源とすることとします。
- ・寄附金額が目標額を上回った場合は、事業内容を充実し、より効果的な事業を実施してください。
- ・寄附金額が目標額を下回った場合でも、All In方式では事業を実施する必要があるため、寄附金額にあわせて事業内容を柔軟に変更するなど追加の県費負担が生じないようにしてください。

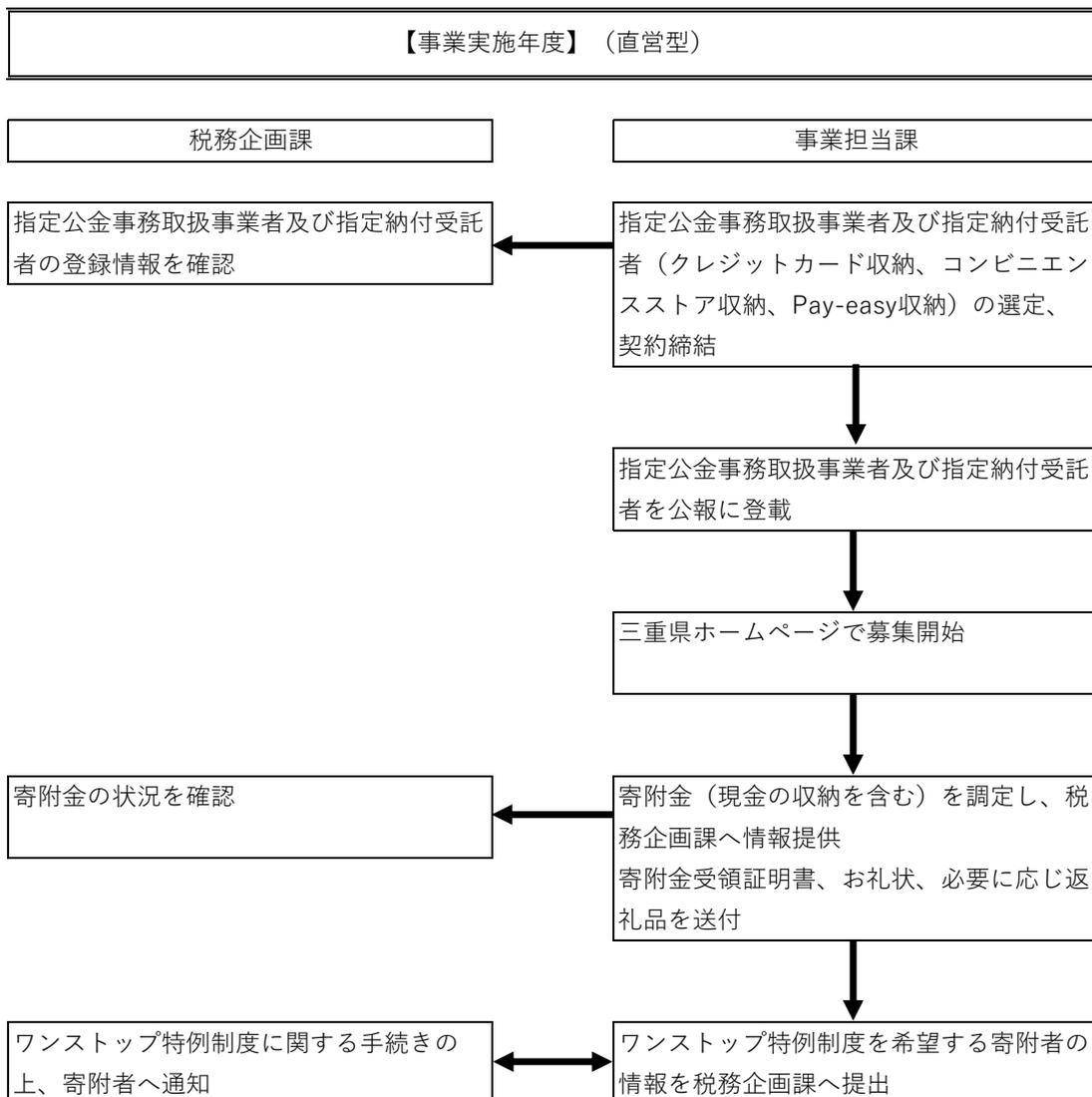
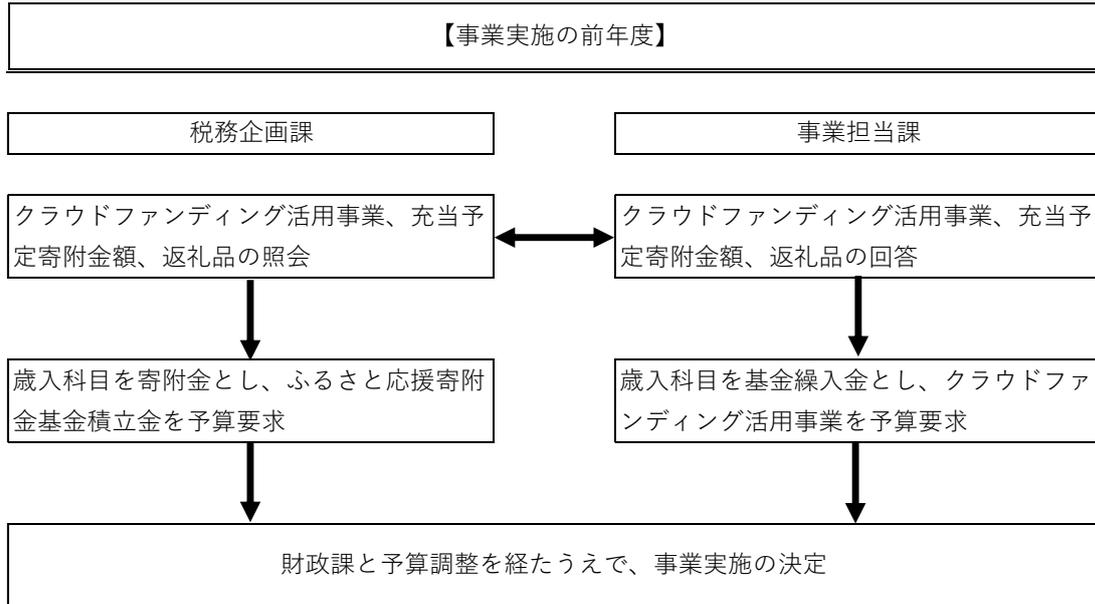
②寄附金の財源上の取扱い

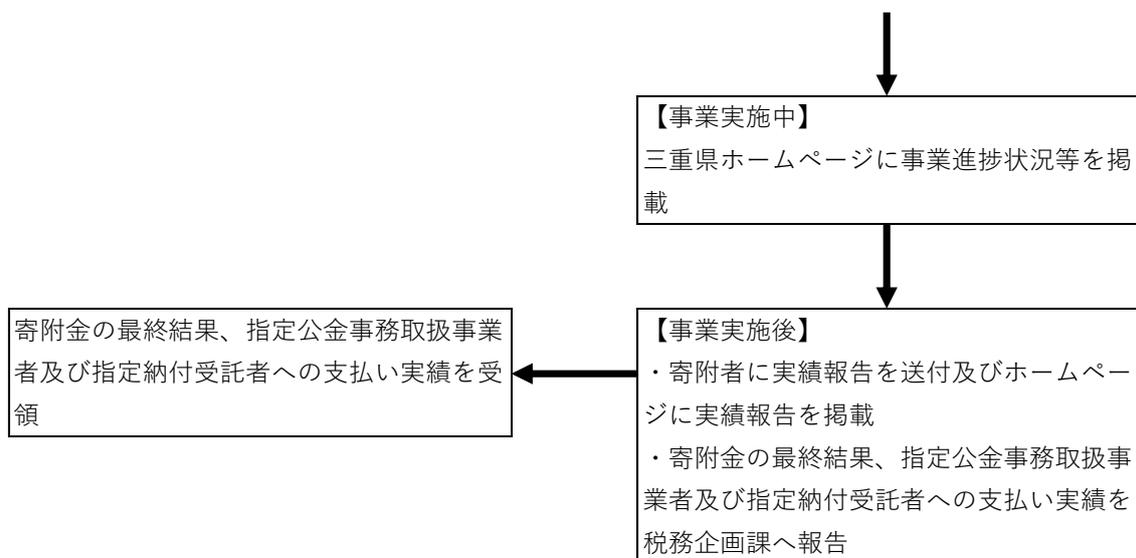
- ・寄附金は、寄附を受けた部局の特定財源として取り扱うこととします。

③事業の実施決定

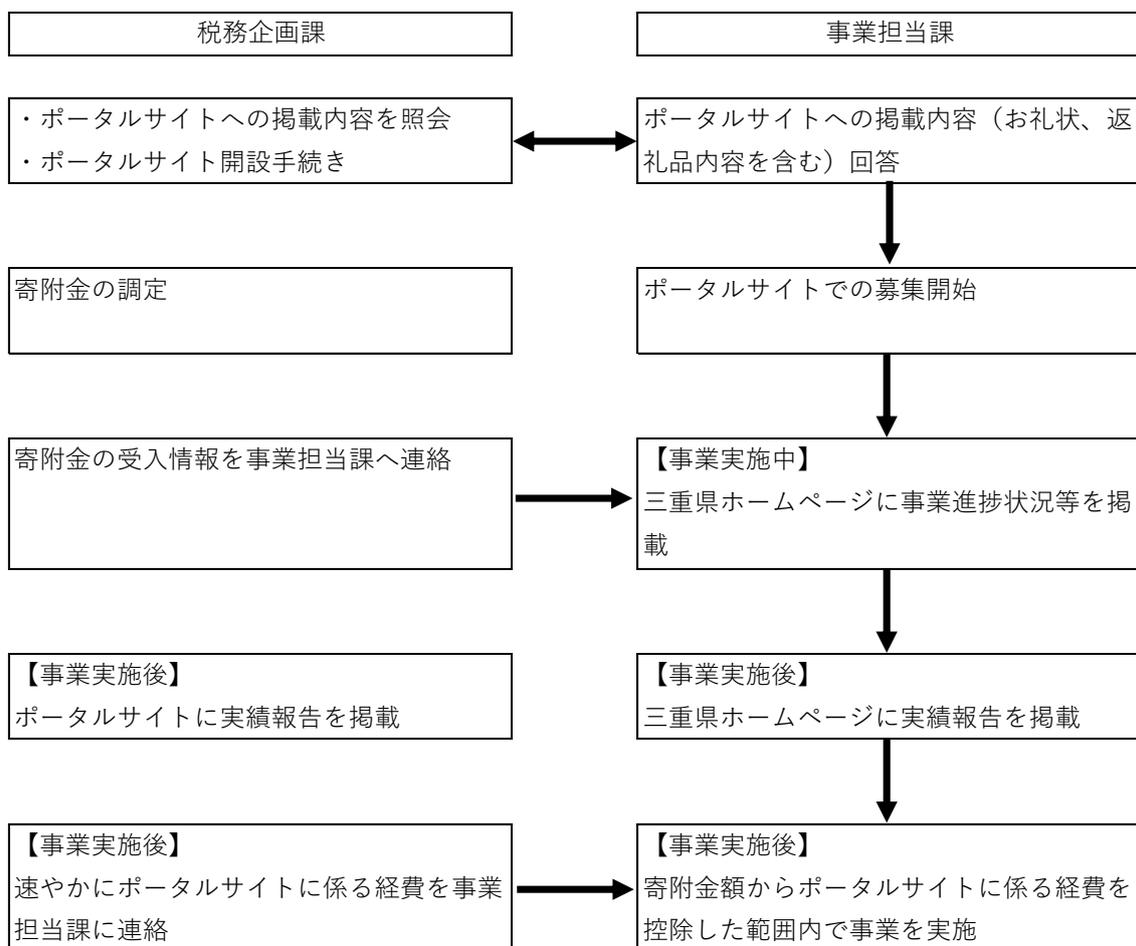
- ・寄附金で実施する事業であっても、通常の予算要求と同様、事業目的や事業内容について財政課との調整を経たうえで、実施を決定することとします。

5. 実施手順





【事業実施年度】（委託型）



※ポータルサイト運営事業者が実施するもの

- ・ 寄附金受領証明書、お礼状、返礼品の寄附者への送付
- ・ ワンストップ特例制度に関する手続き

6. 留意事項

(1) 負担付寄附

負担付寄附とは、寄附の契約に付された条件そのものに基づいて、地方公共団体が法的な義務を負い、その義務不履行の場合には、その契約が解除されるようなものをいいます。

クラウドファンディングでの寄附契約が負担付寄附に該当すると、事業ができなくなった場合、寄附金を返還する必要があるほか、寄附金受領証明書の回収など、寄附者に大きな事務的な負担を強いることとなります。そのため、返還義務が生じないように、事業を確実に実施することは当然のこと、負担付寄附に該当しないような契約にする必要があります。

負担付寄附に該当するかどうかは、県と委託事業者との契約の他、県と寄附者との間でどのような合意がなされたかによります。合意内容は、募集ページで判断されるため、ページ作成にあたっては事業が実施できなくなった場合に返還義務が生じないように記載内容にするとともに、「負担付寄附ではない」旨を必ず記載してください。

(記載例. 事業実施に向けて全力で取り組んでいきますが、万が一実施できない事由が生じた場合は、当該寄附の趣旨に沿うような事業に活用させていただきます。当該寄附は「負担付寄附」ではなく、「用途を指定した寄附」としてお受けするものであることをご了承ください。)

※地方自治法第96条第1項第9号により「負担付寄附」は議決事項となっております。

(2) 割当寄附金等の禁止

地方財政法第4条の5により、「地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であると問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む）するようなことはしてはならない」とされています。

寄附の募集活動については、県の事業の趣旨を理解し、賛同いただけるよう留意する必要があります。

(3) ふるさと納税にかかる返礼品

ふるさと納税の返礼品競争の過熱化を受け、返礼品のあり方等について、総務省から通知が出ています。(平成29年4月1日付け総務省第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」)

返礼品を送付する場合は、本通知に沿った対応を行う必要があります。

なお、返礼品は総務省への申請が必要となり、承認までに3か月から6か月程度の期間が必要となります。また審査の結果により承認が得られないことがあります。

※平成 29 年 4 月 1 日付け総務大臣通知の抜粋

2 ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品について

(1) 次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品は、換金の困難性、転売防止策の程度、地域への経済効果等の如何にかかわらず、送付しないようにすること。

エ 寄附額に対する返礼品の調達価格の割合（以下、「返礼割合」という。）の高いもの

(2) (1)エの返礼割合に関しては、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすること